の構造上区分された数個の部分を独立して住居その他の用途に供することができるものであって、その家屋の個人がその各部分を区分所有する場合には、当該金額に、当該エネルギー使用合理化設備設置工事に要した費用のうちにその者が負担する費用の割合を乗じて計算した金額）とする。

工事の種類	単位当たりの金額
告示第一項第一号に規定する太陽熱利用冷温熱装置の設置工事	集熱器一平方メートルにつき十六万四千八百円
告示第一項第二号に規定する太陽熱利用冷温熱装置の設置工事	一件につき四十七万二千四百円
告示第二項に規定する潜熱回収型給湯器の設置工事	一件につき五万三千四百円
告示第三項に規定するヒートポンプ式電気給湯器の設置工事	一件につき五十三万八百円
告示第四項に規定する燃料電池コージェネレーションシステムの設置工事	一件につき九十万九百円
告示第五項に規定するエアコンディショナーの設置工事	一件につき十一万七千百円

三　租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の五第五項の規定に基づき、租税特別措置法第四十一条の十九の三第二項に規定する一般断熱改修工事等の標準的な費用の額のうち、同条第十九項第三号に規定する工事（以下「太陽光発電設備設置工事」という。）の標準的な費用の額として経済産業大臣が財務大臣と協議して定める金額は、二十九万九千五百円（次の表の上欄に掲げる種類の工事を併せて行う場合には、同表の下欄に定める費用を加算した額）に当該太陽光発電設備設置工事で設置する太陽電池モジュール（平成二十一年経済産業省告示第六十八号に規定する太陽電池モジュールをいう。）の出力を乗じて得た金額（幹線増強工事（単相二線式の引込線を単相三線式に増強し、併せて分電盤を交換する工事をいう。）を併せて行う場合には、当該金額に十三万五千八百円を加算した金額）とする（太陽光発電設備設置工事を行った家屋の当該太陽光発電設備設置工事に係る部分のうちにその者の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、当該金額に、当該太陽光発電設備設置工事に要した費用の額のうちに当該居住の用に供する部分の当該太陽光発電設備設置工事に要した費用の額が占める割合を乗じて計算した金額（当該太陽光発電設備設置工事を行った家屋が一棟の家屋でその構造上区分された数個の部分を独立して住居その他の用途に供することができるものであって、その家屋の個人がその各部分を区分所有する場合には、当該金額に、当該太陽光発電設備設置工事に要した費用のうちにその者が負担する費用の割合を乗じて計算した金額）とする。）。

工事の種類	費用
安全対策工事（急勾配の屋根面又は三階建以上の家屋の屋根面に太陽光発電設備設置工事をする場合に、当該太陽光発電設備設置工事	四万九千三百円

の構造上区分された数個の部分を独立して住居その他の用途に供することができるものであって、その家屋の個人がその各部分を区分所有する場合には、当該金額に、当該エネルギー使用合理化設備設置工事に要した費用のうちにその者が負担する費用の割合を乗じて計算した金額）とする。

工事の種類	単位当たりの金額
告示第一項第一号に規定する太陽熱利用冷温熱装置の設置工事	集熱器一平方メートルにつき十五万千六百円
告示第一項第二号に規定する太陽熱利用冷温熱装置の設置工事	一件につき三十六万五千四百円
告示第二項に規定する潜熱回収型給湯器の設置工事	一件につき四万九千七百円
告示第三項に規定するヒートポンプ式電気給湯器の設置工事	一件につき四十一万二千二百円
告示第四項に規定する燃料電池コージェネレーションシステムの設置工事	一件につき七十八万九千八百円
告示第五項に規定するエアコンディショナーの設置工事	一件につき十三万四千四百円

三　租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の五第四項の規定に基づき、租税特別措置法第四十一条の十九の三第二項に規定する一般断熱改修工事等の標準的な費用の額のうち、同条第十一項第三号に規定する工事（以下「太陽光発電設備設置工事」という。）の標準的な費用の額として経済産業大臣が財務大臣と協議して定める金額は、四十二万五千五百円（次の表の上欄に掲げる種類の工事を併せて行う場合には、同表の下欄に定める費用を加算した額）に当該太陽光発電設備設置工事で設置する太陽電池モジュール（平成二十一年経済産業省告示第六十八号に規定する太陽電池モジュールをいう。）の出力を乗じて得た金額（幹線増強工事（単相二線式の引込線を単相三線式に増強し、併せて分電盤を交換する工事をいう。）を併せて行う場合には、当該金額に十万六千八百円を加算した金額）とする（太陽光発電設備設置工事を行った家屋の当該太陽光発電設備設置工事に係る部分のうちにその者の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、当該金額に、当該太陽光発電設備設置工事に要した費用の額のうちに当該居住の用に供する部分の当該太陽光発電設備設置工事に要した費用の額が占める割合を乗じて計算した金額（当該太陽光発電設備設置工事を行った家屋が一棟の家屋でその構造上区分された数個の部分を独立して住居その他の用途に供することができるものであって、その家屋の個人がその各部分を区分所有する場合には、当該金額に、当該太陽光発電設備設置工事に要した費用のうちにその者が負担する費用の割合を乗じて計算した金額）とする。）。

工事の種類	費用
安全対策工事（急勾配の屋根面又は三階建以上の家屋の屋根面に太陽光発電設備設置工事をする場合に、当該太陽光発電設備設置工事	三万七千六百円